

大阪市立美術館所蔵

「天発神讖碑」の一考察

下田 章平・早川 桂央

はじめに

本稿で取り上げる「天発神讖碑」は、天璽元年（二七六）、呉の後主である孫皓（二四二―二八三）が、上帝が示した瑞祥によって、真の皇帝として適任であるとの啓示を受けたことを刻したものであり、一般的に見られる頌徳碑や墓碑とは異なっている。このような背景もあり書風も一種独特のものであるが、西林昭一氏は漢碑の篆額に時として見える「署書」体の一種と捉えている。^①その書の評価は褒貶ともに存在するが、伊藤伸は、

中国近代の書に、この碑ほど影響を与えたものはそう多くはないだろう。鄧完白、金冬心、徐三庚等々、何人かの名が思いうかぶが、例えば金冬心のあの世界はこの碑がなければ生れなかったのではな

いか。

と言うように、清代書法史上における該碑受容の意義を端的に指摘している。^②確かに、高日濬・達受・呉熙載・徐三庚といった清朝書人の臨書も残されており、該碑の受容が広範に行われていたことが窺える。^③

ここで該碑検討の学術的な意義について述べておきたい。該碑は嘉慶一〇年（一八〇五）の火災によって原石が亡佚した。ほぼ同時期に碑学が勃興し、当然それに関心の高かった当時の有力な賞鑑家や収蔵家、あるいは書人にとっては、該碑の原拓は垂涎の的であったに違いない。清代にその重刻本が数多く作られたこともそのことを物語っている。^④ゆえに、現存する該碑原拓の新旧や逋伝を総合的に検討することによって、当時の収蔵家ネットワークや賞鑑家の動向が明らかになることが期待され

る。ちなみに、従来、民国期の影印本、あるいはそれを翻刻したものでしかほとんど確認し得なかったが、近時中国で陸統と該拓の影印本が刊行され、また幸いにも日本の所蔵機関に多く伝存しており、現在では原拓の比較研究も可能な状況となっている。

本稿で取り上げる大阪市立美術館蔵「天発神讖碑」は該碑の原拓であり、次のような資料的な価値を備えている。第一に、該拓に見える鄒壽祺（一八六四—一九四〇）や羅振玉（一八六六—一九四〇）の観記に指摘されるように、原拓ではほとんど現存しない整本として珍重されるべきものであること、第二に、管見の限りにおいて中国の著録や影印本にも収録されておらず、中国本土においてもほとんど知られていないこと、第三に、該拓に見える鑑蔵印や題跋によって、清末民初期における収蔵家の動向を窺えることである。

そこで、本稿では該拓の先行研究を確認した上で、これまであまり検討されてこなかった該拓の採拓年代や通伝の過程について検討し、最後に該拓に見える印章と題跋（題記や観記を含む）の訳注を附したい。このことにより、該碑の価値と清末民初期の収蔵ネットワークが明らかになることが期待される。なお、「」には割注、

「」には稿者が補足した語句を記し、引用文献は通行字体を用い、「／」は改行を示し、句読点や記号は稿者が私に附したり、附し直したものである。また、本稿は共著である。鄒壽祺観記・楊逸題記・何維樸観記の訳注は早川氏が、その他はすべて下田が担当した。

一 先行研究とその課題

まずは、該拓に関わる先行研究について整理しておく。

- ①岡本蓉二郎「拓本に魅せられて」（『日本経済新聞』昭和五三年（一九七八）五月一六日朝刊、第二四面）
- ②大阪市立美術館編『大阪市立美術館紀要』（同前、一九七八、七一頁）
- ③大阪市立美術館編『大阪市立美術館蔵品選集』（同前、一九八六、一四六頁）
- ④大阪市立美術館編『中国金石拓本目録』（同前、一九八九、七一頁）
- ⑤金石拓本研究会編『岡村商石回顧展一九九二年夏』（現代中国芸術センター、一九九二）
- ⑥清原實門「師古齋・岡村商石先生のこと」（『季刊墨

スペシャル』第二一号、一九九四、七四―七五、
一七二―一七三頁)

⑦石川九楊編『書の宇宙』五(二玄社、一九九七、
六二―六三頁)

⑧萩信雄「天発神識碑―懸針篆の典型」(同『金石書
史研究』、萩信雄論集刊行会、二〇一六、三一九―
三二四頁。初出は『書画船』第三号(二玄社、
一九九七)というが未見)

⑨大阪市立美術館編『大阪市立美術館所蔵作品選』(同
前、二〇〇六、六八―六九頁)

⑩李志賢『秦漢碑刻校勘図鑑』⁵⁾(文物出版社、二〇〇七、
二七九―二九六頁)

①は旧蔵者の岡村商石(一九一〇―一九九二)自身の
収蔵について語った一次資料といえるものであり、⑤・
⑥もそれに準じる。⑧は該拓以外の拓本についても言及
する。②(④は②が好評につき改版したもの)は昭和
四九年に大阪市立美術館に岡村のコレクションが売却
された後に作成された目録であり、四五〇件を数える。
③・⑥・⑦・⑧・⑨には整本の図版が掲載されている
(ただし③は四幅中三幅のみの掲載)。また、⑦・⑧は題
跋部分がすべて削除されている。ただし、特に⑦の図版

は最も鮮明であり、拓本の新旧の検討において有用であ
る。⑩は中国で刊行された拓本の新旧を拡大図版で検討
した一書である。該拓にも言及があり、中国でもその存
在が知られていることが判明するが、後述のように、検
討材料からは除外されている。ところで、これらの先行
研究を概観すると、該拓の採拓年代や通伝の過程につい
てはあまり言及が見えないため、以下で検討しておく。

二 該拓の採拓年代

該拓の新旧に関しては、鄒壽祺光緒元年(一八七五)
跋(訳注参照)に、

……此の本「東海」二字、弁ず可くして、「敷」下
の「垂」字、半ばを存す。又宋崇寧の石豫、元祐の
胡宗師、明嘉靖の耿定向の三跋完全たり。其の明季
の拓本と為すは疑ひ無し。

とある。鄒壽祺は浙江杭県(現在の浙江省杭州市)の人
である。壽祺は初名であり、後に安と改めた。字は景
叔、号は適廬、室名は双玉璽(鉢)斎と称し、金石に詳
しかった。⁶⁾また、⑨大阪市立美術館編『大阪市立美術館

所蔵作品選』に見える弓野隆之氏の解説に、

……この拓本は、採拓時期は乾隆前後でさほど古くはないが、宋人胡宗師・石豫亭〔石豫の誤り〕の両跋とともに、整本で全容が見渡せる原石拓として貴重なものである。

とあり、また⑩の李志賢の解説に、

文明書局版乾隆拓本由於縮印過小、無法恢復放大。日本大阪市立美術館本（見彼那期刊『墨』第二期）・北京大学図書館蔵本（見『北京大学図書館蔵歷代金石拓本菁華』第二五―二七号）・北京翰海一九九六年春拍売本（見図録第七三四号）的推拓年代均晚於文明書局版乾隆拓本、然或因影印過小、或因發表未全無法編入本書。

（文明書局版の乾隆拓本は縮小して影印したものがあまりにも小さいので、もとの状態に引き延ばす方法がない。日本の大阪市立美術館本（日本の季刊『墨』第二一号に見える）・北京大学図書館蔵本（『北京大学図書館蔵歷代金石拓本菁華』第二一五―二七号に見える）・北京翰海一九九六年春拍売（オークション）本（図録の第七三四号に見える）の採拓年代はいずれも文明書局版の乾隆拓本よりも

降ったものであり、あるいは影印が小さすぎるか、またあるいは完全に公表されていないために、本書に採録するすべがなかった。）

と記されている。李の言う「文明書局本」は翁方綱（一七三三―一八一八）・李文田（一八三四―一八九五）の鑑蔵を経た名品であり、一九九二年、米国の収蔵家である安思遠（エルスワース、一九二九―二〇一四）がクリステーズで四万九五〇〇ドルで落札したものである。⁷⁾

以上を整理すると、鄒は明末、⑨の弓野氏は乾隆前後、⑩の李氏は乾隆以後のものとしている。そこで、拓本の新旧について整理した、

⑪方若原著・王壮弘増補「天發神識文」（同『増補校碑隨筆』〔上海世紀出版股份有限公司發行中心、

二〇〇八、一二一―一二三頁）所収）

⑫張彥生「吳天發神識碑〔又名三段碑〕」（同『善本碑帖録』〔中華書局、一九八四、四六―四七頁）所収）をもとに、採拓時期を改めて検討しておきたい。⑬の王壮弘の増補部分では、明初拓本、明拓本、雍乾（雍正乾隆）拓の三期に分類し、雍乾拓の特徴として、

……雍乾拓、「敷」字存少半、「垂」字損。「呉郡」二字泐尽。又「歩於日月」之「日」字右上角泐、「中

書郎」之「郎」字左上角泐。

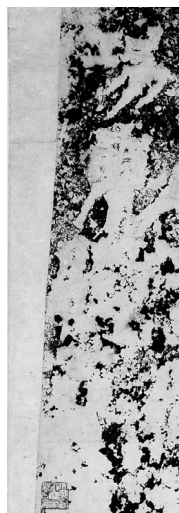
（雍乾拓は、「敷」字が半分足らずが残り、「垂」字が損壊している。「呉郡」二字は全くななくなっている。また「歩於日月」の「日」字の右上隅が欠け、「中書郎」の「郎」字の左上隅が欠けている。）

と言う。また、⑫の張彥生は、

清雍正乾隆拓本、敷字左下稍損、呉郡泐、可見筆画。翁方綱刻款、乾隆末拓本、敷字存少半、呉郡無字迹。（清の雍正乾隆拓本には、「敷」字の左下がやや欠け、「呉郡」は欠けるが、点画の一部分を見ることが出来る。翁方綱の（該碑の）刻款には、乾隆末の拓本には、「敷」字が半分足らず残り、「呉郡」は文字が見えないという。）

と述べている。これらの指摘をもとに、該拓にみえる文字について分析して見よう（図1）。

- ・「日」（二段目第二行）は右上隅が欠けている。
- ・「郎」（二段目一二行）は偏の左上隅が欠けている。
- ・「敷」（二段目一八行）は左下隅が欠けている。
- ・「垂」（二段目一八行）は右上隅のみが残る。「垂」の左下方まで拓紙が及んでおり、通伝の過程で欠損したとも考えにくく、鄒がいう「半ばを存す」という



「功東海夏侯」（1-22）



「敷垂」（2-18）



「日」（1-2）



「郎」（1-12）

図1 該拓の文字の欠損状況

のは言い過ぎであろう。

・「呉郡」（二段目二〇行末）が本来ある部分にはそもそも拓紙が及んでおらず、判断できない。おそらく採拓者はこの部分には文字がないと判断し、拓紙を延べなかったであろう。

「呉郡」の部分には拓紙が及ばず拓出されていないため検討から除外するにしても、⑪の王壮弘、⑫の張彦遠のいう雍正乾隆拓本の特徴がすべて該当する。ゆえに、該拓は雍正乾隆期の採拓と見ることができ、その下限は原石が亡佚した嘉慶一〇年とすることができる。

ちなみに、鄒の言う「東海」（一段目二二行）は、⑪の王壮弘、⑫の張彦遠によると、「東海」直下の「夏侯」まで含めて明拓本では明晰に存するという。該拓では「東」が辛うじて判読できるだけで、直下の「海夏侯」は文字があることしか確認し得ない程度である。ゆえに明末拓という鄒の見解には賛同できない。また、鄒が指摘する該碑に刻された三跋は拓本の新旧を判断する基準としては歴代の著録に言及されておらず、検討の対象とはならない観点だといえる。

三 該拓の通伝

該拓は雍正乾隆間に採られたあと、誰によって収蔵されたのであろうか。楊守敬「附天發神識碑」（同『激素飛清閣評碑記』卷二所収⁸）に、

……余僅見原拓二本。一為劉子重〔銓福〕藏、即翁覃溪〔方綱〕故物。一為順德李仲若文田藏、然稍塗抹矣。

（……余僅かに原拓二本を見る。一に劉子重〔銓福〕藏為り、即ち翁覃溪〔方綱〕の故物なり。一に順徳の李仲若文田藏為り、然して稍や塗抹せり。）

とあり、楊は清初の翁の旧藏と指摘する。現在、該拓にはその痕跡は認められないが、楊の記載によって、採拓後ほどなくして翁が収蔵したことになる。なお、該著は同治年間に脱稿されており、楊はそれ以前に劉銓福（後述）のもとで過眼したといえよう⁹。

該拓にある記録として最も古いのは祁之鐐の印章の「祁季聞」（白文方印）、「季聞眼福」（朱文方印）である。李浚之編『清画家詩史』補編、辛上補（中国書店、一九九〇）に、

祁之鐐、字季聞、山西高平人、竹軒、督軍恭恪公墳

子、道光癸卯舉人、官灤州知州。嗜篆隸書、山水疎簡、饒意趣。有『荃提室詩文集』、『過亭詞』。

（祁之鏐、字は季聞、山西高平の人、竹軒、督軍恭恪公墳の子、道光癸卯（二三年、一八四三）の舉人にして、灤州（現在の河北省灤州市）知州に官たり。篆隸の書を嗜み、山水疎簡にして、意趣に饒む。『荃提室詩文集』、『過亭詞』有り。

と記されており、道光二三年以後に官界で活動したと見られ、また詩書画に通じていたことがわかる。なお、「竹軒」は父の祁墳（一七七七一八四四）の字、「恭恪」は諡、「督軍」とあるのは道光二一—二四年（一八四一—一八四四）の間に両広総督を務めたことを指すのであろう。引き続き上掲『清画家詩史』では祁詩を二首収めるが、その一首目の詩題に、

寬夫世丈、守辰州時、購蔣氏書甚富、既乞病貧、不能載歸、寄藏激浦舒氏之竹坳春雨樓、因繪図寄意。嗣君子重比部屬題。時同治戊辰。

（寬夫〔劉位坦〕世丈、辰州〔現在の湖南省懷化市〕に守たりし時、蔣氏の書を購入甚だ富むも、既に病貧を乞ひ、載歸する能はず、寄せて激浦舒氏の竹坳春雨樓に藏め、繪図に因りて意を寄す。嗣君の

子重〔銓福〕比部題を属す。時に同治戊辰（七年、一八六八）たり。）

とあるように、祁と劉位坦・銓福父子の關係性を認めることができる。また、劉父子は何紹基（一七九九—一八七三）とも交友があつた。何紹基「懷都中友人」（『東洲草堂詩鈔』卷一三所収¹⁰）の全二五首のうち一一首目に劉父子を詠じた七絶があり、その自注に、

劉寬夫所居、即孫退谷遺址、乃郎子重亦好古。

（劉寬夫の所居、即ち孫退谷〔承沢〕の遺址たり、乃の郎子重も亦た古を好む。）

とある。劉位坦、字は寬夫、齋号は後園（後に号とする）、晝書龕、館祖齋、君子館、天咫館、杞樂軒、輒館、輒祖齋。道光五年（一八二五）の拔貢。金石書画、古籍版本に富み、花鳥画を善くしたという。¹¹上掲の何の指摘によれば、居所は明末清初の人で收藏・鑑定に長じた孫承沢（二五九二—一六七六）の旧蹟に構えたという。この一事を取って見ても、收藏や鑑蔵に意気込む位坦の姿を垣間見ることができる。子の銓福、字は子重、室名は專祖齋。刑部主事を務め、古物を好み、古籍版本の收藏家として知られる。¹²銓福の鑑蔵印に「大興劉銓福家世守印」（白文方印）があるため、劉父子の籍貫は大興（現在の

北京市」と見てよい。また、「甄祖齋」の齋号は子の銓福も継承しており、該拓にも「專祖齋」（朱文方印）が押される。ゆえに、該拓は位坦あるいは子の銓福の時に収蔵され、その折に之鑒が過眼したことが窺える。

光緒元年（一八七五）には鄒壽祺（上掲）、同二七年（一九〇二）には許枋が過眼して跋文を記す。許枋の委細は不詳。本跋とその印章によると、湖北蕪春（現在の湖北省黃岡市蕪春県）の人で、字は孝升、号は蓼僧である。なお、本幅に押された「鄒枋」（朱文方印）の「鄒」は「許」に通じる。許跋（訳注参照）には、

……此の拓大興の劉氏蔵する所と為る。劉氏金石を鑒収するを以て京師に著名なり。往歲の乱もて百に一も存せざるも、此の拓猶ほ幸ひにして魯の霸光と為す。余其の後人、少伯別駕、名は楨に従ひ、観るを獲て、謹んで幀尾に識す。

と記し、当時の劉氏の収蔵状況について詳述する。すなわち、大興劉氏は当時の北京では著名な金石の収蔵家であったが、義和団事件（「往歲之乱」）でそのコレクションのほとんどを散佚したという。そして、この跋文を記した時には銓福はすでに故人となっており、少伯別駕の楨が大興劉氏を継承していたことがわかる。

葉昌熾（一八四七—一九一七）も大興劉氏三代と交友があったと見られ、同『藏書紀事詩』卷六に、

……先生疊書龕、在城中広済寺、因得河間獻王「君子館甄」、名其居曰「君子館甄館」、又曰「甄祖齋」。所居在後孫公園、其門帖曰、「君子館甄館、孫公園後園。」今其孫（楨）尚守旧宅、而藏書星散矣。

（……先生の疊書龕、城中の広済寺に在り、河間獻王の「君子館甄」を得るに因りて、其の居を名づけて「君子館甄館」と曰ひ、又た「甄祖齋」と曰ふ。所居後孫公園に在り、其の門帖に、「君子館甄館、孫公園後園。」と曰ふ。今其の孫（楨）尚ほ旧宅を守るも、藏書は星散せり。）

と記されている。これによって、前漢の景帝第三子、河間王の劉徳（？—一三〇）の「君子館甄」を得て「君子館甄館」・「甄祖齋」と称していたことが判明する。また、楨の頃には藏書は散佚したことも指摘されており、この時に該拓も楨のもとを離れ、同郷の大興趙氏が入手した可能性が高い。該拓には「大興趙氏鑑藏金石文字記」（朱文方印）が押されているからである。したがって、光緒二七年以後の該拓の所蔵者を特定するのは難しい。

光緒二八年（一九〇二）、楊逸（一八六四—一九二九）が九〇日間（「九秋」）も収蔵者から借り受け、上海の自室で過眠し、題記を記した。楊の字は東山、号は魯石・無悶・盥雪翁、上海の人。『海上墨林』（民国九年（一九二〇）刊）の編者であり、豫園書畫善会（宣統二年（一九〇九）発会）の初期主導者として目されている。¹⁴光緒三二年（一九〇五）には王瑾（一八四七—？）、宣統元年（一九〇九）には羅振玉が觀記を記している。王の字は孝玉・孝禹、号は遜庵、四川銅梁（現在の四川省重慶市銅梁区、安徽桐城（現在の安徽省桐城市）とも）の人。篆隸を善くし、収蔵家としても名高く、鑑定に長じて端方幕下で活動した。¹⁵羅は浙江上虞（現在の浙江省紹興市上虞区）の人、字は叔言、叔蕙、号は雪堂、貞松。金石・書画・碑帖など収蔵・鑑定家として知られ、甲骨文字や敦煌文書の研究で著名である。¹⁶民国八年（一九一九）には何維樸（一八四四—一九二二）が觀記を記している。何は湖南道州（現在の湖南省永州市道県）の人。字は詩孫、号は盤止、盤叟、晚遂老人、秋華居士、清涼旧衲、室名は頤素齋、盤梓山房、別名は何伯源。¹⁷生年を一八四二年、没年を一九二五年とするものもある。紹基の孫で、革命後は上海で売芸生活をして暮

らした。弟に維棣（一八五六—一九一三）、従弟に維棟（一八五二—一八八七）がいる。

その後の通伝に関しては、「師古山房藏拓本目錄六朝之部第二」（上掲⑤金石拓本研究會編『岡村商石回顧展一九九二年夏』、一六頁）に、

天発神識碑／昭和拾五年參月、昭和公司ヨリ求之、
価金壹千貳百円、／此碑、絶拓本稀、余求之茲有年、
此間過我眼拓本、実屈十指、無一真本、皆摹刻本也、
今／此拓本、終歸小齋之有、信生涯之幸福也、筆道
雄渾、篆隸之諸碑、減其威、古今独歩之／態、朝夕
恣得之壁間、

と見える。委細は不明であるが、「昭和公司」は当時大阪市にあった中国の法帖画冊類を直輸入・販売していた企業であった。¹⁸また、上掲①岡本蒼二郎「拓本に魅せられて」に、

……ある店（昭和公司）から「お見せしたい拓本が入ったから……」という電話で、おそらく手に入らないだろうと半ばあきらめていた「天発神識碑（てんぱつしんし）の（マ）ひ」に出合った時は、しばらく声が出なかった。初め千五百円というのを千二百円に話をつけ、兵庫県西宮に持っていた貸家

を売り払って千三百円を調達、走るようにその店に金を持って行った。しかし、さすがに高円寺の我が家の敷居は高かった。家売った金の残りがたった百円ですかと嘆かれたことを覚えていて。子供が二人もいるのに将来のことも考えなさいといわれて返す言葉もなかった。

とある。すなわち、岡村商石が昭和一五年（一九四〇）に、昭和会社から該拓の値段が一五〇〇円のところを一二〇〇円まで値踏みして購入したことがわかる。

商石に関しては、上掲①岡村蓉二郎「拓本に魅せられて」、⑤金石拓本研究会編『岡村商石回顧展一九九二年夏』、⑥清原實門「師古斎・岡村商石先生のこと」に詳しく、これに基づいて略歴を見ておこう。商石は明治四三年（一九一〇）に大阪に生まれ、初名は道雄といい、後に蓉二郎と改名した。号は商石、師古山房、師古斎と称した。師古斎の斎号は昭和一四年冬に齊白石（一八六四—一九五七）によって名付けられ、その扁額が存在する（上掲⑤、三頁参照）。大阪市立商科大学（現在の大阪市立大学）の予科を卒業後、昭和一〇年、関西信託株式会社（現在の三菱東京UFJ銀行）に入社した。拓本との出会いは昭和一〇年に「皇甫誕碑」「礼器碑」を購入し

たことに始まり、同一三年から一八年の東京在勤の間にほぼ完成したという。「師古山房過眼録」（上掲⑤所収、一四—一五頁）、「師古山房藏 拓本目録 六朝之部第二」（上掲⑤所収、一六—一七頁）によると、清雅堂、晚翠軒、昭和会社、鴻華書店、鳩居堂、平野古陶軒を介して拓本を入手したことが窺える。また、中国文物の収蔵家であつた勤務先（関西信託株式会社）の社長の山口謙四郎（一八八六—一九五七）や朝日新聞で活動した岡野養之助（一八七八—一九四九）、昭和一一年（一九三六）に書道博物館を開設した中村不折（一八六六—一九四三）の益を受け、上田桑鳩（一八九九—一九六八）、中村素堂（一九〇一—一九八二）、須羽源一（一九一〇—一九七五）らと親交があつたようである。特に山口コレクションは中国の石仏・青銅器・陶磁器等二三四点からなり、大阪市立美術館の東洋美術コレクションの中核をなしている。¹⁹山口・岡村の師弟のコレクションが揃って大阪市立美術館に帰したことは何かしらの因縁と覚えてならない。商石は山口から勧められて採拓を初め、昭和一四・一五年ごろ、書道博物館にやってきた中国の拓工の作業を見学し、「搗墨^{ちうぼく}」を用いていることを知り、これに似たものを奈良の墨運堂に作らせたという。著に岡村蓉二郎

「拓本の話」(『書道』第一〇巻第八号、一九四一、四六—四九頁)、岡村蓉二郎『中国拓法の研究』(綜芸舎、一九七六)がある。平成三年八月五日に没した。

吉村元雄「序」(上掲④大阪市立美術館編『中国金石拓本目録』所収、頁数無記載)に、

……昭和49年、蒐集品の将来についての同氏(商石)の考えと当館の方針とが結びあわされたところから一括購入のはこびとなり、全品を整理、研究し、成果を刊行するという希望を有していた。

と記されている。したがって、昭和四九年(一九七四)に大阪市立美術館によって師古斎コレクション四五〇件が一括購入され、該拓もこのときに当館の所蔵となった。そして、昭和五三年(一九七八)に上掲②『大阪市立美術館紀要』によって目録化され、一般にその全貌が知られるようになり、同紀要が好評を博したために、平成元年(一九八九)に上掲④大阪市立美術館編『中国金石拓本目録』が刊行されている。該拓に関しては④に、

411 天発神識碑 4幅 (C—21) (2731)

呉 天璽元年 (276)

〔著〕 両漢 (十八)、金石 (二十四) 18

とある。凡例によると、「(C—21)」は整理番号、「(2

731)」は藏品台帳番号、「両漢(十八)」は翁方綱『両漢金石記』巻一八、「金石(二十四)」は王昶『金石萃編』巻二四、一八丁を示している。

ちなみに、大阪市立美術館所蔵後には該拓は改装が施されている。改装前後の状況について、弓野隆之氏への取材(令和三年一月五日)によると、平成二九年(二〇一七)七月から平成三〇年(二〇一八)三月にかけて改装が行われたという。改装前の状況として、すでに軸装されていたが、箱は存在せず、題簽などの附属資料はなかったという。また、後述の羅の観記には欠損が認められるが、これは改装前から見られたものであるという。現在、該拓は③『大阪市立美術館藏品選集』や⑨『大阪市立美術館所蔵作品選』に図版が掲載されており、師古斎コレクション、延いては大阪市立美術館の拓本コレクションの白眉として取り扱われている。

おわりに

本稿では該拓の先行研究を確認した上で、これまであまり検討されてこなかった該拓の採拓年代や通伝の過程について検討した。検討の結果、該拓は雍正乾隆期の採

拓と見ることができ、その下限は原石が亡佚した嘉慶一〇年と見ることができる。

また、該拓の通伝に関しては、採拓後ほどなくして翁方綱、大興劉氏と継承され、その後同郷の大興趙氏の所蔵になった可能性が高い。そして、日本に流出し、昭和十五年三月に、岡村商石が昭和 Company より入手し、同四九年、大阪市立美術館に売却され、現在に到っている。なお、大興の劉氏の収蔵に関しては、銓福・楨の時に収蔵されていたことは明らかであるが、さらに銓福の父の位坦にまで遡る可能性がある。

今後は該拓以外の拓本の検討をさらに進め、清末民初期の収蔵家ネットワークや賞鑑家の動向を明らかにしてゆきたい。

附 記 注

(1) 印章

印章の図版(図2―図11)は原寸ではなく、撮影時の歪みがあるため、参考程度に過ぎないものであることを予め断っておきたい。

・祁之鏐(図2)

「祁季聞」(白文方印)、「季聞眼福」(朱文方印)
・許枋(図3)

「鄒」(朱文橢円印)、「鄒枋」(朱文方印)、「孝升亦号蓼僧」(朱文方印)

・劉銓福(図4)

「大興劉銓福家世守印」(白文方印×四)、「專祖齋」⁽²⁰⁾
(朱文方印×三)

・王瓘(図5)

「太原」(朱文長方印)、「王瓘印信長寿」(白文方印)、「丞相中郎丈人行」(白文方印)

・楊逸(図6)

「逸」(朱文方印)

・鄒寿祺(鄒安、図7)

「寿祺」(朱文方印)、「適廬」(朱文方印)、「適廬目存」(白文方印×二)

・何維樸(図8)

「何維樸印」(白文方印)、「詩孫」(朱文方印)

・羅振玉(図9)

「羅振玉」(白文方印)、「羅叔言」(白文方印)

・大興趙氏(図10)

「大興趙氏鑑藏金石文字記」(朱文方印)



图4 劉銓福

图2 祁之鐸



图5 王權

图3 許枋



图6 楊逸



图9 羅振玉

图8 何維樸

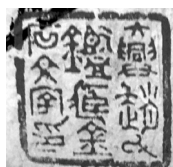


图7 鄒壽祺

图11 不明

图10 大興趙氏

・不明(図11)

「月川怀得」⁽²¹⁾(朱文方印)

(2) 題跋

題跋はまとめて巻末に図版を掲載した。

鄒壽祺光緒元年(一八七五) 觀記(図12)

吳天璽石刻、晋宋時已折為三段、故世称三段碑相伝。以第一段「東海侯」三字清晰者為明拓。第二段「敷垂」下「億載」二字、可弁者為宋拓。然余見歸安吳退樓藏卷、僅「吳郡」二字可見。已自詡為宋拓。此本「東海」二字、可弁。「敷」下「垂」字、存半。又宋崇寧石豫、⁽²³⁾元祐胡宗師、⁽²⁴⁾明嘉靖耿定向三跋完全。其為明季拓本無疑。攷此石、燬于嘉慶十年、未燬前尚有翁方綱、⁽²⁵⁾孫星衍、⁽²⁶⁾瞿中溶隸書題名。余又見道州何氏藏一翦本、⁽²⁷⁾并有此跋「刻」。在嘉慶五年。然筆道細瘦、不及此雄健多矣。況此為整紙其可寶。豈在退樓藏卷下耶「刻誤跋」。⁽²⁸⁾光緒紀元六月、杭州鄒壽祺觀并記。

吳的天璽石刻、晋宋の時已に折れて三段と為り、故に世

に三斷碑と称されて相ひ伝ふ。第一段「東海侯」三字の清晰なる者を以て明拓と為す。第二段「敷垂」下の「億載」二字、弁ず可き者は宋拓為り。然して余 歸安の吳退樓の藏卷を見るに、僅かに「吳郡」二字 見る可し。已に自詡して宋拓と為す。此の本「東海」二字、弁ず可し。「敷」下の「垂」字、半ばを存す。又た宋崇寧の石豫、元祐の胡宗師、明嘉靖の耿定向の三跋完全たり。其の明季の拓本と為すは疑ひ無し。此の石を攷ふるに、嘉慶十年に燬ゆれども、未だ燬えざる前に尚ほ翁方綱、孫星衍、瞿中溶の隸書題名有り。余 又た道州の何氏の藏する一翦本を見るに、並びに此の跋「刻」有り。嘉慶五年に在り。然れども筆道細瘦にして、此の雄健なるに及ばざること多し。況んや此れ整紙が為に其の宝とす可きをや。豈に退樓の藏卷の下に在らんや「刻跋の誤り」。光緒紀元六月、杭州の鄒壽祺 觀て並びに記す。

吳的天璽石刻(「天發神讖碑」)は、晋や宋の時代にはすでに折れて三段となっており、それ故世間では三段碑と呼ばれて長く伝えられている。第一段目「東海侯」の三字がはつきりと見えるものは明拓である。第二段目「敷垂」の下にある「億載」の二字が、判別できるものは宋

拓である。そして私は婦安の呉退樓（呉雲、一八一——一八八三）の所蔵する（拓の）卷子を見たが、僅かに「呉郡」の二字を見ることができた。（呉は）以前から自慢して宋拓とみなしていた。此の拓本は「東海」の二字が、判別できる。「敷」の下「垂」字も、半ばを残している。更に（北）宋の崇寧の紀年のある石豫、（北宋の）元祐の紀年のある胡宗師、明の嘉靖の紀年のある耿定向の三跋が完全な形で残っている。そのため、明末の拓本と見なすことには疑いはない。この石について考えると、嘉慶一〇年（一八〇五）に燃えてしまったが、燃える以前にはまだ翁方綱、孫星衍、瞿中溶の隸書の題名があった。私は更に道州の何氏（維樸）の所蔵する翦装本一本を見ると、この（題名の）刻があった。嘉慶五年（一八〇〇）（の拓本）であった。しかし（何の拓本の）線条は細く瘦せており、この（拓本の）力強さに及ばないところが多い。ましてこの拓本は整本であるため珍重すべきことはなおさらである。どうして退樓（呉）の蔵巻の低位にあるだろうか、いやそのようなことはない。光緒元年（一八七五）六月、杭州の鄒壽祺が（拓本を見て）観てあわせて（観記を）記した。

許枋光緒二十七年（一九〇一）跋（図13）

此分隸也、金石家相伝為皇象書⁽²⁹⁾。以『吳志』趙達伝注所引『吳錄』証之、「象与呉範・趙達輩、同時並傳⁽³⁰⁾」。至天璽年、当近百齡、恐晚筆亦未能及此。然昔人称象書、「體兼篆籀、宜居周鼓・秦石之次⁽³¹⁾」。觀此体格、又疑近之。要其書法奇絶、即不借名於象、自足千古。郭宗昌目為妖、朱竹垞嘗為拙逼矣⁽³²⁾。神識妖妄書法、不妖妄也。『吳志』載、「孫皓⁽³³⁾（皓）天璽元年、歷陽山石文理、成字廿、又陽羨山有石文之瑞⁽³⁴⁾」。蓋皓⁽³⁵⁾（皓）以無道好佞。群下矯誣貢諛、符瑞競作。此神識亦天璽元年出。當時似此者多、史不勝載耳。其書本因山刻石、其石圓長、環而刻之。非碑也。而俗呼「天發神識碑」、不知何時石斷為三。宋人取而真諸漕使之署、明人侈置江甯縣尊經閣下。国朝嘉慶十年秋、焜於火。桐城姚姬伝鼎、是年主講鍾山。有未焜時拓本、具跋其詳、且謂「茲後拓本、不易有益、深惜之也⁽³⁶⁾」。余有宜都楊氏獲鈔本⁽³⁷⁾、頗不失真面。然所挾本、似猶在此拓之後。吾鄉天台先生題字亦未櫛入。此拓為大興劉氏所蔵。劉氏以鑒取金石著名京師。往歲之乱百不存一、此拓猶幸為魯霸光⁽³⁸⁾。余從其後人、少伯別駕、名楨、獲觀、謹識幀尾。光緒廿有七年、歲在辛丑冬十一月、蘄

許枋、久不作字、適雪後酷寒、案促不能展幅書成、乃左右識行、媿汚名迹也。

此の分隸や、金石家相ひ伝へて皇象の書と為す。『呉志』趙達伝注の『呉録』に引く所を以て之を証するに、「象と呉範・趙達の輩とは、時を同じくして並び稱せらる」と。天璽の年に至りては、当に百齡に近かるべく、恐らくは晩筆も亦た未だ此に及ぶ能はざらん。然して昔人象の書を称するに、「體は篆籀を兼ね、宜しく周鼓・秦石の次に居くべし」と。此の体格を観るに、又た疑ふらくは之に近からん。要らず其の書法奇絶にして、即ひ象に名を借りずとも、自ら千古に足らん。郭宗昌は目して妖と為し、朱竹垞は警りて拙逼と為せり。神識の妖妄書法、妖妄ならざるなり。『呉志』に、「孫皓（皓）の天璽元年、歷陽の山石の文理、字廿と成り、又た陽羨山に石文の瑞有り」と載す。蓋し皓（皓）無道を以て佞を好む。群下矯誣貢諛し、符瑞競ひて作る。此の神識も亦た天璽元年に出づ。当時此れに似たる者多く、史勝げて載せざるのみ。其の書本もと山に因りて石に刻し、其の石圓長、環にして之に刻す。碑に非ざるなり。而して俗に「天璽神識碑」と呼び、何れの時に石断じて三と為すか

を知らず。宋人は取りて諸漕使の署に眞き、明人は遂して江甯県學尊經閣の下に置く。国朝の嘉慶十年の秋、火に焔く。桐城の姚姬伝鼎、是の年鍾山に主講す。未だ焔かざる時の拓本有り、具に其の詳を跋し、且つ「茲の後の拓本、有益なること易からず、深く之を惜しむなり」と謂ふ。余に宜都の楊氏鈎本を獲たる有り、頗る真面を失はず。然して捫る所の本、猶ほ此の拓の後に在るに似たり。吾が郷の天台先生の題字も亦た未だ撫入せず。此の拓大興の劉氏藏する所と為る。劉氏金石を鑒収するを以て京師に著名なり。往歳の乱もて百に一も存せざるも、此の拓猶ほ幸ひにして魯の霸光と為す。余其の後人、少伯別駕、名は楨に従ひ、觀るを獲て、謹んで幀尾に識す。光緒廿有七年、歲は辛丑に在る冬十一月、蘄の許枋、久しく字を作らず、適たま雪後酷寒にして、促やかに幅を展げ書成すこと能はざるに案りて、乃ち左右行を織し、名迹を汚すを媿づるなり。

この分隸（八分）は、金石家がみな伝えて皇象の書と見なしている。『呉志』趙達伝注の『呉録』の引用によってこのことを論証すると、「皇象と呉範・趙達の輩は、同じ時期に称賛された」と。天璽の年（元年、二七六）

になると、(皇象は)当然百歳に近いはずであり、たぶん晩年の筆跡もまたこの水準に至ることはできないであろう。そして昔の人は皇象の書を、「書体は篆書と籀文を兼ね備え、石鼓と秦石(泰山刻石などを指すか)の次に位置づけるのがよい」と褒めている。その風格を見ると、またたぶんこの見解に近いだろう。その書法は優れており、もし皇象の名を借りなくても、きつと自然と遠い後生にまで充分にその名が残るであろう。郭宗昌(？—一六五二)は(その書を)あやしいと捉え、朱彝尊(竹垞、一六二九—一七〇九)はつたないと批難した。神識(「天発神識碑」)の妖妄(あやしくてでたらめな)書法は、(実は)妖妄ではないのである。『呉志』に、「孫皓の天璽元年、歴陽(現在の安徽省馬鞍山市和県)の山中の石の筋目が、二〇の文字となり、また陽羨山(現在の江蘇省宜興市)で石に出現した文様の瑞祥があった」と載せる。思うに孫皓は悪道によって佞臣(ねいしん、へつらう臣下)を好んだ。多くの臣下は事実を曲げて媚びへつらい、瑞祥を競って作った。この「神識」(「天発神識碑」)もまた天璽元年(二七六)に作られた。当時この碑に似たものは多く、史書はすべてを載せていないだけである。その書はもともと山に連ねた石に刻し、その石は円

く長く、環状にして刻した。よって碑(の形状)ではないのである。俗に「天発神識碑」と呼び、いつ石が断裂して三段になったのかはわからない。宋人は転運使の役所に設置し、明人は江寧(現在の江蘇省南京市江寧区)県学の尊經閣のもとに移動して置いた。国朝(清)の嘉慶十年(一八〇五)の秋、(この碑は)火に焼けた。桐城の姚鼐(姫伝、一七三一—一八一五)は、この年鍾山(現在の江蘇省南京市)に主講した。未焼時の拓本があり、詳細な跋文を書き、さらに「火に焼けた後の拓本は、役に立つものを入手することは困難であり、この拓本を非常に大切にするのである。」と言った。私の手許には宜都の楊氏(守敬、一八三九—一九一五)の双鉤本(文字をかこうつしにしたもの)を得たものがあり、(それは)少しも本来の姿を失っていない。(楊が)依拠した拓本は、ちょうどこの拓本の後に採られたものであるようだ。吾が故郷の天台先生(耿定向)の題字もまた模写して加えていない。この拓本は大興の劉氏(劉銓福)が所蔵するものである。劉氏は金石を賞鑒・収蔵すること(で京師(北京)では著名である。前年の動乱(義和團事件)で収蔵品のほぼすべてを散佚してしまったが、この拓本は幸いにも残った。私は銓福の後人、少伯別駕、名

は楨に従って、(この拓本を) 観ることを得て、謹んで幀尾に(跋文を) 記した。光緒二十七年(一九〇一)、歳は辛丑にある冬十一月、蘄(現在の湖北省黃岡市蘄春県)の許枋、久しく書を認めず、たまたま雪が降った後でひどく寒く、すみやかに軸をひろげて書(跋文)を完成することができなかったことで、かえって勝手氣儘に行を記し、この名跡を汚してしまったことを恥じ入るのである。

楊逸光緒二八年(一九〇二) 題記(図14)

吳天発神識碑精拓

壬寅九秋、上海楊逸獲觀并題於无悶齋。

吳天発神識碑精拓

壬寅の九秋、上海の楊逸觀るを獲て並びに无門齋に題す。

壬寅(一九〇二)の秋の九十日間、上海の楊逸は(この拓本を) 觀る機会を得て、无悶齋で題を書いた。

王權光緒三二年(一九〇五) 觀記(図15)

「天璽刻石」、自是古今天下、有一無二之妙跡。目為字妖、不知書者之言也。又必指定為皇象、為蘇建亦鑿矣哉。⁽⁴⁰⁾更有訛議。孫皓修言符瑞、臣下獻諛。皇及書碑之人。此輩、奚必与談古碑。光緒三十一年中秋前一日、銅梁王權觀并識。

「天璽刻石」、自らはれ古今天下、有一無二の妙跡なり。目して字を妖と為すは、書を知らざる者の言なり。又た必ず指定して皇象と為し、蘇建と為すも亦た鑿^{うが}つかな。更に訛議有り。孫皓は符瑞を修言し、臣下は諛を獻ず。皇るに碑を書するの人に及ぶ。此の輩、奚^{なん}ぞ必ずしも与に古碑を談ぜん。光緒三十一年中秋の前一日、銅梁の王權觀て並びに識す。

「天璽刻石」「天発神識碑」は、自ら昔から現在に到るまでこの中国で唯一無二の優れた筆跡である。(その)文字を妖(あやしい)と見なすのは、書を知らない者の言である。また(この碑を書丹した者を) 確かに皇象と定め、蘇建と見なすのもまた憶測でしかないなあ。その上非難して議論するものがある。孫皓は符瑞(が出たこと)を大言壮語し、臣下は(孫皓に) こびへつらう言葉

を献上した。(そのために) 碑を書丹した人にまで非難が及んでいる。どうしてこのような(碑を非難する)輩とともに古碑を語る必要があるのか(いや、その必要はない)。光緒三十一年(一九〇五)中秋の前日、銅梁の王瓘が(この拓本を) 観てあわせて(観記を) 記した。

羅振玉宣統元年(一九〇九) 観記(図16)

此石既燬。阮文達公、重撫以伝世。⁽⁴¹⁾ 蓋當時墨本、已難得矣。此本整紙、未經割截、甚可寶貴。予所藏有宋拓本⁽⁴²⁾、「敷垂」下「億載」二字、可弁。然已經割截、甚為可憾。「四字欠損」本之完足也。宣統紀元四月、上虞羅振玉觀並記。

此の石既に燬く。阮文達公、重撫して以て世に伝ふ。蓋し当時の墨本、已に得ること難し。此の本整紙にして、未だ割截するを経ず、甚だ宝貴とす可し。予藏する所に宋拓本有り、「敷垂」下の「億載」二字、弁ず可し。然るに已に割截するを経たり、甚だ為に憾む可し。「四字欠損」本の完足なり。宣統紀元四月、上虞の羅振玉観て並びに記す。

この(碑の) 石はすでに焼けている。阮文達公(元一七六四—一八四九) が重刻して後世に伝えた。思うに当時の拓本は、すでに入手が難しい。この拓本は整本であり、(剪装本にするために) 裁断されておらず、非常に珍重されなければならない。私(羅振玉) の所藏に宋拓本があり、「敷垂」の下「億載」二字は、判読することができる。しかし、すでに(拓本は) 裁断されており、非常に心残りである。「四字欠損」本の完全なものである。宣統紀元(一九〇九) 四月、上虞の羅振玉は(この拓本) を観てあわせて(観記を) 記した。

何維樸民国八年(一九一九) 観記⁽⁴³⁾

己未五月五日、道州何維樸獲観此拓。極旧而精、神采蔚然。信為瑰瑤矣。

己未五月五日、道州の何維樸 此の拓を観るを獲たり。極めて旧くして精にして、神采蔚然たり。信に瑰瑤(宝)と為せり。

己未(一九一九) 五月五日、道州の何維樸はこの拓を観

る機会を得た。(この拓本は)極めて古い精拓で、非常に鮮やかである。疑い難く珍しい宝と見なせる。

【注】

(1) 西林昭一『書の文化史』上(二玄社、一九九一、二四七頁) 参照。

(2) 伊藤伸「宋拓天発神識碑」(『書品』第二三五号、一九七三、二一五頁) 参照。鄧完白や吳熙載の受容に関してはすでに伏見冲敬「吳天発神識碑」(『書跡名品叢刊』一二、一九五九、四六一—四七頁) に見える。

(3) 「吳讓之臨天発神識碑」(清雅堂、一九五八)、遠藤昌弘「もっと知りたい『臨書』の世界」(匠出版、二〇一八、一三〇—一三一、一五六—一五七、一七八—一七九頁) 参照。

(4) 本文掲載の①方若原著・王壮弘増補「天発神識文」(同『増補校碑隨筆』所収)に、重刻本として、江寧本、北京林氏摹黃泥牆本、嘉慶十四年阮元摹刻本、道光二〇年張容園重刻本、咸豐十年俞麟士重刻本、光緒三三年端方命姚景綬摹刻本、北京重

刻本の七種類が指摘されている。

(5) 本書は図版によって「明初」「明末」「清初」「乾隆」と文字欠損の程度による時期区分を行う。しかし、図版を載せるだけで見出し字もつけず、文字が何段目の何字目に該当するかもわからない。さらに解説もつけず、採録した拓本の出典もない。したがって、本書を時期区分の分析には採用しなかった。

(6) 鄒壽祺については、陳玉堂編著『中国近現代人物名号大辞典(全編増訂本)』(浙江古籍出版社、二〇〇五、五三三頁)、俞劍華編『中国美術家人名辞典』修訂本第一四次印刷(上海人民美術出版社、二〇〇六、一二四五頁)による。

(7) 伊藤滋(木雞室)「安思遠旧藏善本碑帖過眼記」(『墨』二〇一九・二月号(通卷二五六号)(二〇六—一〇九頁)所収)による。

(8) 『激素飛清閣評碑記』巻二は、陳上岷整理『楊守敬平碑評帖記』、文物出版社、一九九〇、四五頁)による。

(9) 陳上岷「後記」(前掲注(8))『楊守敬平碑評帖記』、一四一—一四五頁)に、「……挾楊氏『自述

- 年譜』及「二記」序言、均載「二記」先後脫稿於一八六七・一八六八年、而這幾段記述文字中、有兩段明明所記一八七一年事、故可以斷言、這些記述是楊氏脫稿以後、過了若干年又補添上去的。」（一四三頁）とある。なお、楊守敬『壬癸金石跋』（光緒三十三年（一九〇七）自序）には、「跋劉聚卿〔世珩〕所藏旧拓天發神讖碑」が見える。
- (10) 曹旭校点『東洲草堂詩集』（底本は同治六年丁卯刊長沙無園家刻本、上海古籍出版社他、二〇〇六）による。
- (11) 劉位坦については、前掲注（6）『中国近現代人物名号大辞典（全編増訂本）』（二六八―二六九頁）参照。
- (12) 梁載・郭群一編著『歴代藏書家辞典』（陝西人民出版社、一九九一、一一八頁）による。
- (13) 『藏書紀事詩（附補正）葉昌熾著 辛亥以來藏書紀事詩（附校補）倫明著』（底本は七卷本、上海古籍出版社、一九九九）による。
- (14) 楊逸については、前掲注（6）『中国近現代人物名号大辞典（全編増訂本）』（三八三頁）、菅野智明「豫園書画善会と海上題襟館金石書画会…清末
- (15) 上海における書画社団の分立と共存」（『芸術研究報』三九、二〇一八、一一九頁）による。
- (16) 王瑾については、前掲注（6）『中国近現代人物名号大辞典（全編増訂本）』（八九頁）による。伏見冲敬「四人の金石家」（『書道史点描』二二五社、一九七九、二五八―二六一頁）所収）参照。
- (17) 関西中国書画コレクション研究会編『中国書画探訪 関西收藏家とその名品』（二五社、二〇一一、一八頁）による。
- (18) 何維樸については、前掲注（6）『中国近現代人物名号大辞典（全編増訂本）』（五一九頁）による。家藏の『宋拓道因法師碑』（有正書局、一九一九）は昭和 Company により輸入された一書であり、奥付部分に昭和 Company の付箋（縦六・六センチ×横二・八センチ）が貼付され、「大阪市住吉区阿倍野筋一丁目／支那法帖画冊類／一手直輸入販売／昭和 Company／電話戎三三〇八番／振替大阪七二〇二〇番」と記されている。
- (19) 本文掲載の⑨大阪市立美術館編『大阪市立美術館所蔵作品選』（一三頁）参照。
- (20) 「専祖齋」の斎号は大興劉氏のものであり、劉銓

福の父の位坦の時期から使用されてきた。そのため、この印章は位坦の印章である可能性もあるが、便宜的に銓福の印としておいた。今後の検討としたい。

(21)

「月川胚得」(朱文方印)は「月川胚^{はじ}めて得たり。」と解すると収蔵印と判断できる。大興趙氏との関連も考えられるが、現段階では判断を留保したい。呉退楼は呉雲を指す。前掲注(6)『中国近现代人物名号大辞典(全編増訂本)』(三五〇頁)によると、浙江帰安(現在の浙江省湖州市)の人。字は少青、または少甫。号は平斎、更に晚号は退楼。書や印を善くしたという。著作に『両疊軒鐘鼎彝器圖釈』、『古官私印考』、『華山碑考』、『両疊軒尺牘』等があるという。呉の拓本には「呉郡」の二字が僅かに見えるところがあるが、張彥生著『善本碑帖録』(中華書局、一九八四、四六頁)に、「又現存最旧宋拓本、在故宮博物院藏。有印本。／見故宮藏羅振玉旧藏本、……中段末呉郡二字呉稍損、郡字完好、其他少損筆画甚多。此本紙墨似宋拓本、／……又貴池劉聚卿藏明拓本最全最精、刻跋全。……又後呉郡二字存大半、……」とあり、さらに

(22)

(23)

方若著・王壮弘増補『増補校碑隨筆』(上海世紀出版股份有限公司發行中心、二〇〇八、一二二頁)に、「明初拓本……「呉郡」二字、「呉」字僅損「口」部、「郡」字完好、僅「^マ」部微損而筆画清晰。……明拓本、……「呉郡」二字「呉」字下半雖泐、然尚可見筆画、「郡」字「^マ」部泐不可弁。」とある。以上から呉の藏拓は明拓である可能性が高い。

(24)

石豫は『宋史』卷三五六(中華書局、一九七七)に、「石豫者、寧陵人。第進士。以安惇薦、為監察御史。」とある。その刻款に、「余奉命、計台侍親遊此、得天璽斷碑親之。筆力高面、雨文辭殘簇、不可読也。悲夫。崇寧元年中秋日、転運判官石豫安正題。」とある。

胡宗師は楊家駱『宋人伝記資料索引』増訂版第二冊(鼎文書局、一九七八、一五九七—一五九八頁)によると、武進の人、嘉祐の進士、江南東路転運副使等を歴任した。その刻款に、「予因遊府南天禧寺、寺門之外有石三段、半埋於土。窃疑以為天璽元年、巖山紀呉功德段石岡之碣、因觀之果耳。人多伝^皇象書、稽之実八百十有五季字、雖損缺

人多伝^皇象書、稽之実八百十有五季字、雖損缺

而尤有完者、寺僧不^知護持、歲月之久、風雨所暴、必^至泯滅、因輦置漕台、後圃籌^{思亭}、時辛未元祐六年三月二十六日、軫運副使左朝請郎胡宗師題。」とある。□内は、「皇」字を除き、翁方綱『兩漢金石記』卷一八（嚴耕望編、石刻史料叢書甲編、芸文印書館印行、民国五五年（一九六六））により補った。

耿定向は『明史』卷三二一（中華書局、一九七七）に、「耿定向、字在倫、黃安人。嘉靖三十五年進士。除行人、擢御史。」とある。その刻款に、「人見上古殘碑隻字、輒珍重以為希奇。古人之心、千載如見、獨不當一仰思邪。明嘉靖甲子、督學御史天台山人耿定向識。是日南巖舉人修序齒會始也。」とある。

前掲注（24）『兩漢金石記』卷一八に、「乾隆四十四年（一七七九）秋九月十五日、方綱親到江寧府學尊經閣下。」とあり、また、「北平翁方綱來觀『右八分書一行、在第三石之右下。』」とあり、八分で跋を刻したことが記されている。孫星衍、瞿中溶の書いた隸題については不明。

（27）「道州何氏」は何維樸を指す。前掲注（17）参照。

（28）「刻誤跋」は正しくは「跋誤刻」であろう。

（29）皇象を書丹者とするのは、晋の張勳『吳錄』に記されるように、建碑後ほどなくして行われていたようである。唐の許嵩『建康實錄』卷四（底本は光緒廿氏桑泊草堂翻宋刻本、上海古籍出版社、一九八七）に、「……於是又改元為天璽元年、立石刻於巖山、紀吳功德。〔案吳錄、其文東觀華嚴作、其字大篆、未知誰書。或伝是皇象、恐非。在今鼎南四十里龍山下。其石折為三段、時人呼為段石岡也。〕」とある。

（30）『三國志』卷六三、趙達伝に引く『吳錄』（中華書局本、一九五九）に、「吳錄曰、皇象字休明、広陵江都人。幼工書。時有張子並・陳梁甫能書。甫恨逋、並恨峻、象齒其間、甚得其妙、中国善書者不能及也。」とあり、やや記載が異なる。

（31）「昔人」とは翁方綱を指す。故宮博物院編『明拓吳天發神識碑』（故宮出版社、二〇一五）所収翁方綱乾隆四三年（一七七八）跋に、「……其謂皇休明書、且云宜居周鼓秦刻之次者、亦未必然也。」とある。本跋は『書苑』第五卷第七号（特輯天發神識碑号、一九四一、一〇頁）にも掲載されている。

る。

(32)

郭宗昌「吳天發碑」(『金石史』卷上〔底本は知不足齋叢書本、『金石文字記(及其他一種)』、叢書集成初編、一九九一、中華書局)に、「……趙明誠以為妖、其知言哉。」とある。趙明誠「吳天璽元年斷碑」(底本不明、『金石錄』卷二〇〔『石刻史料新編』一二、新文豐出版公司、一九七七)には、「……嗚呼、其言可謂妖矣。」とあり、該碑の書法ではなく文辭に對して「妖」という語を用いている。

(33)

朱彝尊「吳天璽紀功碑跋」(『金石文字跋尾』卷三〔底本は芋園叢書本、『石刻史料新編』二五、新文豐出版公司、一九七七)に、「……觀其字在篆隸間、雖古而近拙、亦未必定出于皇象手蹟也。」とある。

(34)

『三国志』卷四八、三嗣主伝(前掲注(30)中華書局本)に、「……鄱陽言歷陽山石文理成字、凡二十、云「楚九州渚、吳九州都、揚州士、作天子、四世治、太平始」。又吳興陽羨山有空石、長十餘丈、名曰石室、在所表為大瑞。」とある。

(35)

姚鼐「跋吳天發神識刻文」(『惜抱軒詩文集』後集

卷二〔底本は商務印書館四部叢刊本他、上海古籍出版社、一九九二、二八〇—二八一頁)に、「吳天璽元年刻石文、世伝皇象書。象為吳大帝初人、与趙達同輩、計其年恐未能至天璽也。其書本就山刻石、其石圓長、環而刻之、非碑也、而俗呼天發神識碑。吳志載「孫皓天璽元年、歷陽山石文理成字二十」、又陽羨山有石文之瑞。蓋皓以無道好佞、羣下妖妄競作、此神識亦天璽元年出、史偶遺耳。當時詭託事多、不可勝載也。其前書神識五十七字、繼記其始見及識其字者之事、最後列臣下銜名。蓋為是記者、其官蘭台東觀令。按皓東觀令華覈、天冊元年免。次年天璽。此繼覈為東觀令、而其姓名皆缺蝕、詔子為欺、名不著於後世、其幸也。自是五年晋滅吳。後不知何時石斷而為三、棄於野。宋人取而置諸漕使之署。明時置江寧學尊經閣下。嘉慶十年、余來江寧、其秋閣燬於火、石為燼矣。此本猶未燬時所拓、茲後拓本不易有矣。」とあり、劉季高的校記に、「詔子」、劉本、備要同、疑有訛誤。」と見える。ここには全文を掲出したが、許枋跋の過半はこれに依拠していることが窺える。

(36)

「鈎本」は、楊守敬が倫夢臣から得た双鈎本（底本は陳澧藏本）、あるいは楊守敬の重刻本を指すのであろう。楊守敬「附天發神識碑」（前掲注（8）『激素飛清閣評碑記』卷二）に、「……余僅見原拓二本、一為劉子重（銓福）藏、即翁覃溪（方綱）故物、一為順德李仲若文田藏、然稍塗抹矣。重刻者見三本、一覃溪所摹、一剥落之痕絕似原石、而氣象甚弱、一婺源俞氏刻於南海西湖書院者、從陳蘭甫澧藏本出、最得雄奇之概。余從倫夢臣得一双鈎本、与俞本無二、蓋亦同出蘭甫本、乃謀重刻俞本於京師、板藏富華閣帖店。」とある。

(37)

「天台先生題字」とは耿定向の題記を指す。前掲注（25）参照。

(38)

「魯翳（靈）光」は、魯の靈光殿を指す。漢語大詞典編輯委員会他編『漢語大詞典』（世紀出版集團他、一九九七、六八二四頁）によると、後漢の王延寿「魯靈光殿賦」（『文選』卷一一）に基づいて、わずかに残っている人や事物の比喩として用いられるという。

(39)

「妖」に関しては、前掲注（32）参照。

(40)

蘇建を書丹者とする説は、明の周暉『金陵瑣事』

（王昶「天發神識碑」（同『金石萃編』卷二四、底本は經訓堂藏板）に、「天發神識碑、吳皇象書、又定為蘇建。」とあるのが初出である。なお、蘇建は呉の「禪国山碑」（二七七）の書丹者としても知られる。

(41)

嘉慶一四年（一八〇九）、阮元が北湖祠塾に摹刻した重刻本を指す。前掲注（4）参照。

(42)

前掲注（2）『書品』第二三五号において本邦で初めて紹介されたものであり、伊藤伸「宋拓天發神識碑」によると、羅振玉・朱文鈞（翼庵、一八八二—一九三七）を経て、一九五三年到北京故宮博物院に寄贈されたという。故宮博物院編『宋拓吳天發神識碑』（故宮出版社、二〇一四）参照。

(43)

何紹基撰「跋天發神識碑拓本」（汪政点校『東洲草堂金石跋』、中国芸術文献叢刊、浙江人民美術出版社、二〇一二、八四頁）に、「是碑自嘉慶十年（一八〇五）燬於火、世間拓本皆成至宝矣。此本雖只少半、然拓手甚精、神采蔚然。」とあり、何の観記はこれを参考にしたものであることが分かる。なお、中国芸術文献叢刊『東洲草堂金石跋』

は西冷印社民国間木活字本（山陰呉氏遜齋金石叢書）、湖南叢書民国十四年（一九二五）刻本（湖南叢書）を底本とする。

【図版出典】

図1-17 下田撮影。本稿掲載の図版の無断複製・加工を禁ずる。

【附記】

本稿は大阪市立美術館での実見調査（令和元年九月一日）に基づくものである。弓野隆之氏（大阪市立美術館学芸課長）より資料提供並びにご教示を得た。また、高安功訓氏・萩信雄氏のご教示を得た。記して御礼申し上げます。本稿はJSPS科研費一七H〇二二九一の成果の一部である。

下田章平 本学専任講師
早川桂央 保善高等学校非常勤講師

吳天璽石刻晉宋時已折為三段故世稱
三段碑相傳以第一段東海侯三字清晰者
為明拓第二段數垂下億載二字可辨者
為宋拓此余見歸安吳退樓藏卷僅吳
郡二字可見已自謂為宋拓此本東海二字
可辨數下垂字存半又宋崇甯石豫
元祐胡宗師明嘉靖狀定而三跋完全其

圖12 鄒壽祺觀記

為明季拓本無疑故此石燬于嘉慶十年
未燬前尚有翁方綱孫星衍瞿中溶隸
書題名余又見道州何氏藏一前本并
有此跋在嘉慶五年然筆道細瘦不及
此雄健多矣況此為整紙其可寶豈在
退樓藏卷下耶

刻後跋

光緒十九月杭州邵壽祺觀并記



此分篆也金石家相傳為皇象書以吳志趙達傳注所引
吳錄證之象與吳範趙達輩同時注稱至天監年當近百
齡恐晚筆亦未能及此然昔人稱象書體兼篆籀宜居周
鼓秦石之次觀此體格又疑近之要其書法奇絕即不借
名於象自足千古郭宗昌目為枚乘竹垞嘗為拙過矣神
識妖妄書法不妖妄也吳志載孫皓天監元年應陽山石
文理成字世又陽羨山有石文之瑞蓋皓以無道好佞群下矯
誣貢諛符璫覽作此神識亦天監元年出當時似此者多
史不勝載耳其書本因山刻石其石圍長環而刻之非碑
也而俗呼天發神識碑不知何時石斷為三宋人取而實

圖 13 許枋跋

諸漕使之署明人遂置江甯縣學尊經閣下

國朝嘉慶十年秋煇於火桐城姚姬傳是年年

鍾山有未煇時拓本具跋其詳且謂茲後拓本不易有

蓋深惜之也余有安都楊氏震鈞本頗不失真面然

所據本似猶在此拓之後吾鄉天臺先生顯字亦未

撫入此拓為大興劉氏所藏劉氏以鑒收金石著名

京師遂歲之亂百不存一此拓猶幸為魯需光余從

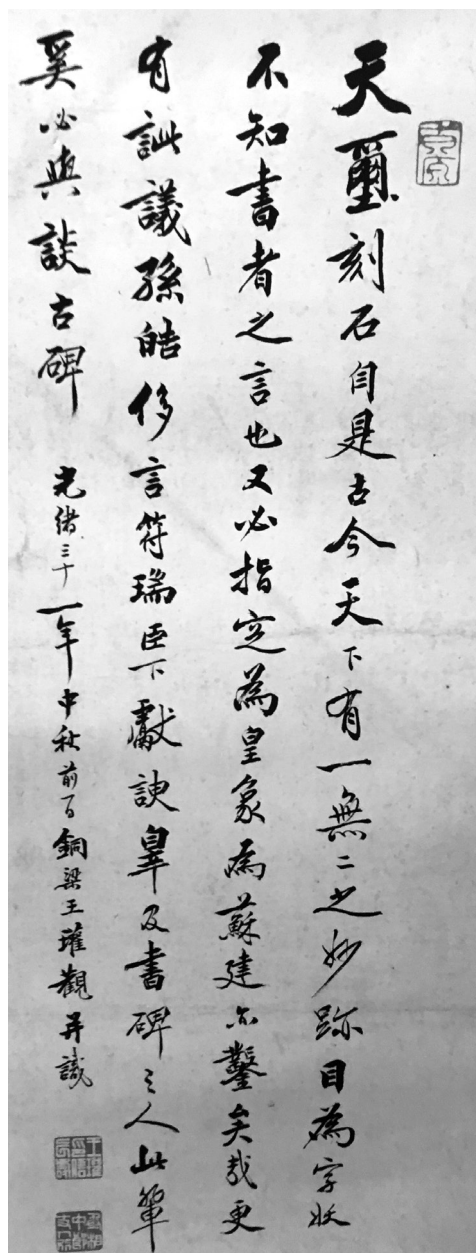
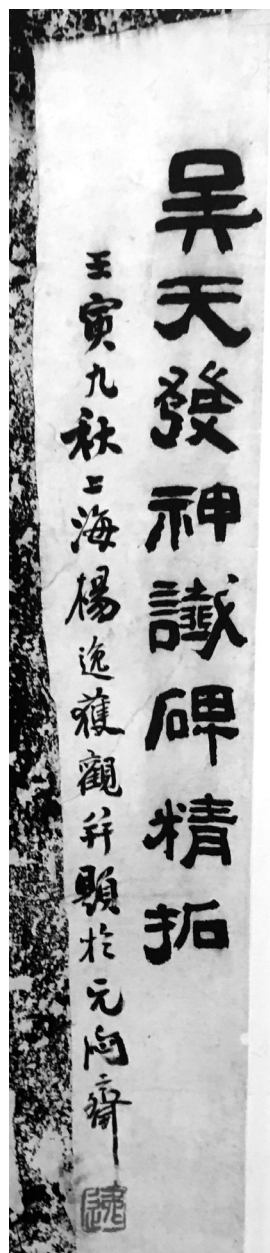
其後人少伯別駕名楨獲觀謹識幀尾

光緒廿有七年歲在辛丑冬十一月新許枋

久不化字適雪日晴寒果促不致

康帕方成乃左右識行規汚名迹也





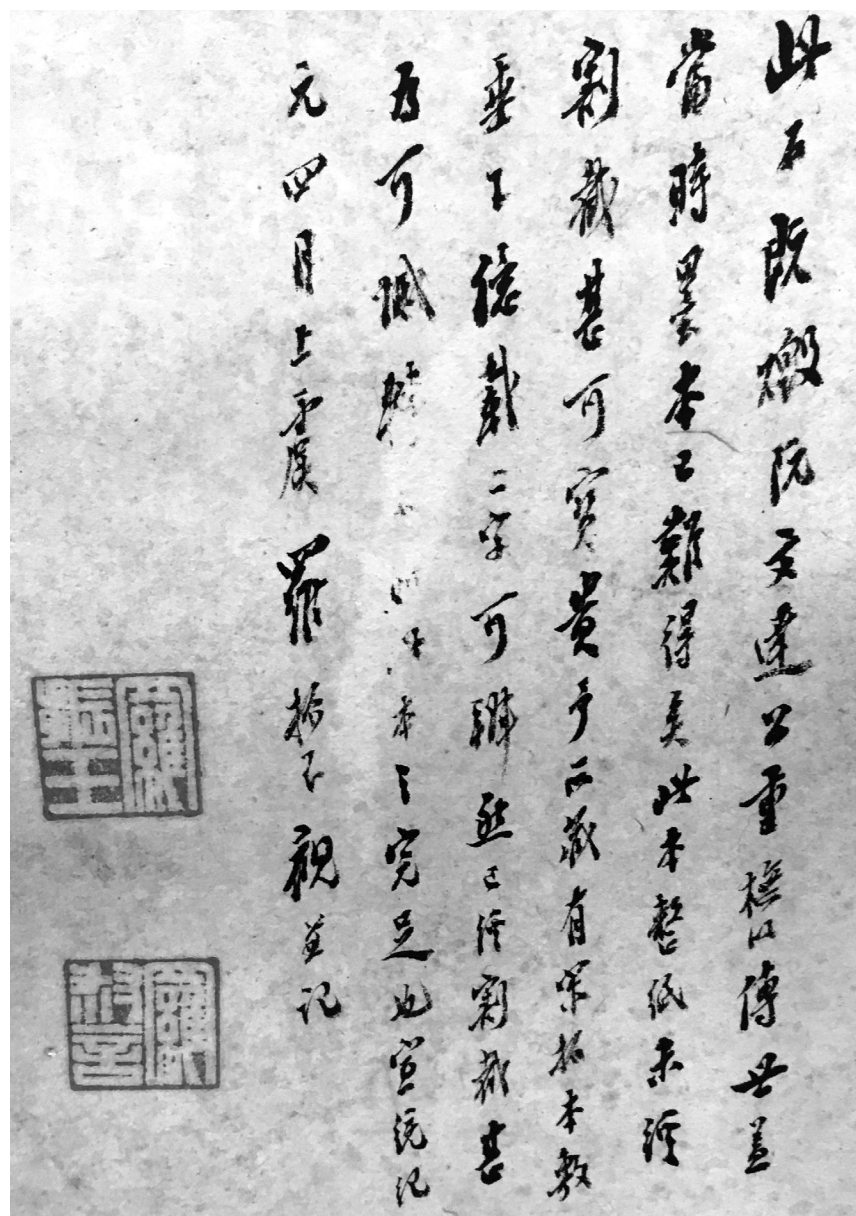


图 16 羅振玉觀記

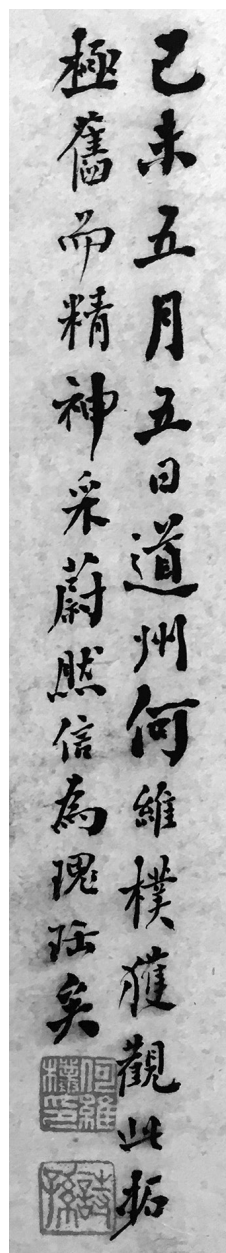


图 17 何維樸觀記